知事対象事業者（生乳生産者団体であるものに限る。）からその行う生乳受託販売に係る委託を受けた全国の区域を地区とする農業協同組合連合会	当該委託を受けた生乳の数量、販売価格その他当該委託に係る業務の実施の状況
法第十条第一項に規定する指定事業者（法第五条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超えるものを除く。以下この表において同じ。）	定款その他の基本約款及び業務規程に記載された内容に関する事項 集送乳調整金の交付の状況
指定事業者の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	集送乳調整金の受領又は交付の状況

3　農林水産大臣は、第一項の規定により同項の表の上欄に掲げる者に報告をさせた場合において、必要があると認めるときは、法第二十九条第二項の規定により、その職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

4　都道府県知事は、第二項の規定により同項の表の上欄に掲げる者に報告をさせた場合において、必要があると認めるときは、法第二十九条第二項の規定により、その職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

5　都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者若しくは販売業者に報告をさせ、又は前項の規定によりこれらの者に対して立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（事務の区分）

第十七条　第五条第一項から第三項まで、第六条後段及び前条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行令（平成十九年政令第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「独立行政法人農畜産業振興機構法」の下に「（次条において「法」という。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（国庫納付金）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（繰入金の限度額の算定に係る割合）

第二条　法第十二条第二項の政令で定める割合は、百分の八十とする。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の廃止）

第三条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）は、廃止する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）の項の次に次のように加える。

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）	第五条第一項から第三項まで、第六条後段及び第十六条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の項を削る。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二十条の二第二項及び」を削る。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第六条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十七条第一項」に改める。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第七条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第五条の生乳受託販売に係るもの（同条の」を「並びに畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第四項第一号イの生乳受託販売及び同号ロの生乳買取販売に係るもの（同法第十条第一項の規定による」に、「同項第九号」を「法第十条第一項第九号」に、「法第十条第三項」を「同条第三項」に改める。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第八条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第一三条第一項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第一七条第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十二号

住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令

内閣は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅宿泊事業法（以下「法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定（次号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成三十年六月十五日とし、同条ただし書に規定する規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

一　法附則第二条第三項及び第四項並びに第三条の規定　この政令の公布の日

二　法附則第二条第一項及び第二項の規定　平成三十年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一